

産業医は働くひとのサポーター

辻田労働衛生コンサルタント・産業医事務所

辻田 敏

「従業員が増えて 50 名を超えたので産業医を選任したいが、どうすれば産業医を見つけられるだろうか。」「産業医に来てもらうことになったけど、何をお願いしたらいいのだろうか。」「衛生委員会はどんなふうに運営したらいいのか。」「うちの社員は健診で高血圧やメタボといわれた人が多いが、会社としては何をどうしたらいいだろうか。」「長時間の残業が続いて元気のない従業員がいるが、対応の仕方がよくわからない。」「うつ病で長く休んでいる社員がいるが、復職させるときに注意する点はなだろうか。」などなど、職場の安全衛生や従業員の健康管理について総務部や人事部の部長さんや課長さんは悩ましい日々を送っておられることと思います。

さて経営者（事業者）にとって従業員の安全と健康を守ること、すなわち「労働衛生管理」は経営の基盤を整える必須事項であり道義的な責務でもあります。労働安全衛生法は事業者には「労働災害（業務中の負傷、疾病、障害、死亡）を防止する義務」があると規定しています。また労働契約法は従業員に対する「安全配慮義務」を規定しています。一方今日の職場では仕事ストレスを感じる者が高い割合に達していることや従業員の高齢化、女性の職場進出が進んでいるなどの時代の変化にあわせて誰もが健康的で働きやすい「快適な職場環境」を実現することも求められています。しかし労働衛生の専門家ではない事業者が自らそれらに対応するのはかなりの無理があるといえます。

そこで登場するのが産業医です。産業医とは日本医師会や産業医科大学が実施する産業医学研修を修了した、または労働衛生コンサルタント（保健衛生）の国家試験に合格した、または大学で教授・准教授・常勤講師として労働衛生について教鞭をとった、など「労働衛生の知識と技能を備えた医師」で、今日では7万人くらいの医師が産業医資格を得て活動しています。事業者から委託された産業医は毎月1回以上職場を巡視して衛生状態や作業方法に問題があるかどうかを点検したり、従業員の健康管理のうえで非常に重要な役割をもつ入職時健診や定期健診の結果に対して診断区分・就業区分・指導区分の判定を行ったり、健康教育や健康相談を行ったり、衛生委員会に出席して専門的な意見を述べたりします。

昨今は過重労働で心筋梗塞や脳出血を発症して死亡するいわゆる「過労死」、職場のストレスによるうつ病が原因の「自殺」、職場不適應で長期病休した労働者の「職場復帰支援」、さらには飲み過ぎ食べ過ぎと運動不足でおこる肥満・糖尿病・高血圧などの「生活習慣病」への対策など過去にはみられなかった問題が労働衛生の重要課題となっていますが、それらへの対応も産業医の重要な仕事になっています。

このように産業医は労働衛生の専門家として事業者と従業員を支援し、人々が健康で働きつづけられるようにさまざまな活動をする「働くひとのサポーター」ともいえる存在です。労働衛生に関することは何でも気軽に尋ねて頂ければ良いと思います。従業員が50名以上に増えたので産業医を選任したい、あるいは職場の健康水準をもっと高めたいと考えている事業主の方はまず近くの「地域産業保健センター」や「産業保健推進センター」にご相談ください。産業医資格をもち労働衛生の知識・技能に優れた医師を紹介して頂けます。